



11 租税回避防止税制②……相続税法65条

Question

個人が一般社団法人に対して財産を贈与し、その法人が設立者や社員、あるいはその親族など特定の個人に特別の利益を与えるという租税回避を防止する措置があるそうです。具体的な内容を教えて下さい。

Answer

法人から特別の利益を受ける個人に相続税又は贈与税が課税されます。一般財団法人においても同様です。

Explanation

1) 法人から特別の利益を受ける個人に贈与税又は相続税を課税

一般社団法人は登記のみで設立でき、解散時の残余財産の帰属や金銭の低利貸付、資産の低額譲渡や無償利用などを通じて、設立者の親族等の個人に対し、自由に利益の分配を行うことが可能です。

そうすると、個人から一般社団法人に対して財産の贈与又は遺贈を行ってにおいて、設立者や社員の親族、あるいはこれらの者と特別の関係がある者が、一般社団法人から利益の提供を受けるという租税回避を許してしまうことになります。

このように一般社団法人を利用し、個人間の利益移転を行う租税回避を防止するため、利益を享受した個人が、享受する利益相当額を贈与者又は遺贈者から直接に贈与又は遺贈により取得したものとみなして、財産の移転時に、贈与税又は相続税を課税するという制度が採用されています（相法65）。

この場合の特別の利益とは、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、理事の選任その他財産の運用及び事業の運営を利用して一般社団法人から受ける利益をいいます。

株式会社の場合には、会社への財産の贈与や、債権の放棄を利用した株主間の利益移転に対しては、株式価値の増加をもって、贈与又は遺贈があつ

たとみなされ、株主に贈与税又は相続税が課税されます（相法9、相基通9-2）。

個人間の利益移転を防止するという点で、相続税法9条と相続税法65条は同じ課税思想による規定といえます。

2) 租税回避の防止と相続税法66条4項との関係

1)の規定は、相続税法66条4項による課税（**○**）がない場合に限り適用されます。一般社団法人を個人とみなして、一般社団法人自体に相続税又は贈与税が課税された場合には、1)の規定は適用されません。つまり、法人への贈与税課税が行われると、個人への贈与税課税はないことになっています。

相続税法66条4項の規定が、1)よりも優先する理由は次のような理解ができます。

仮に、設立者から贈与を受けた一般社団法人が、将来の法人の解散により設立者の子に残余財産を帰属させる予定の場合は、相続税法66条4項の規定による贈与税課税を受けなかったときに限って、1)の規定が適用され、法人への贈与時において子が父から贈与を受けたものとみなして贈与税が課税されます。

しかしながら、解散による将来の帰属の可能性があるという段階で、将来の利益額を評価し、子に贈与税を課税するのは、技術上も、執行上も困難です。

そのため、1)が適用されるのは、相続税法66条4項の課税を受けず、かつ、一般社団法人への贈与後、すぐに解散し特定の個人に残余財産を帰属させるなどの極端事例や租税回避事例に限るのだと理解できるのです。

（税理士／白井一馬）